

森 政 第 791 号

令和 7 年 4 月 22 日

森林・林業・木材関連団体 御中

富山県農林水産部森林政策課長

令和 7 年度林野庁木づかい運動取組方針及びとやまの木づかい推進月間について

このことについて、別添写しのとおり林野庁から通知があったので了知願います。

なお、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)において「木材利用促進月間」として定められた毎年 10 月を、県においても「とやまの木づかい推進月間」とし、とやま県産材の利用促進に向け、各種イベントの実施や広報活動を拡充し、重点的に行うこととしています。

これらを踏まえ、県産材を含めた国産材利用の取組の推進について特段の配慮とご協力(各種イベントへの参加など)をお願いします。



担当：木材利用推進係

TEL：076-444-3388 FAX：076-444-4428

7 林政利第 10 号
令和 7 年 4 月 21 日

富山県 木材利用担当部長 殿
(木材利用普及啓発担当課扱い)

林野庁林政部木材利用課長

令和 7 年度林野庁木づかい運動取組方針について

木材の利用促進について、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

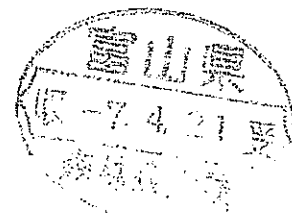
林野庁では、平成 17 年度から、国民に対して木の良さや木材利用の意義の普及啓発を図ることにより、木材利用の拡大につなげるための国民運動として、「木づかい運動」を推進してきたところです。

令和 3 年 10 月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号)(通称「都市(まち)の木造化推進法」)第 4 条第 7 項の国の責務規定において「国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない」旨規定しており、また、同第 1 項、及び第 10 条に基づき策定した基本方針第 2 の 6 において「国民運動としての木材利用促進に取り組む」と規定していること等を受け、別添の「令和 7 年度林野庁木づかい運動取組方針」を策定しました。林野庁としては、本取組方針を踏まえ、木材利用の促進に直結する様々な取組を実施することとしております。

つきましては、貴県におかれましても、同法第 5 条に基づき、本方針を参照いただきつつ「木づかい運動」の展開に積極的に取り組んでいただくとともに、様々な主体による木材利用推進に係る活動への御支援について特段の御配慮をお願いいたします。

また、木材利用に向けた取組の推進について、関係市町村及び関係団体に対しても周知いただきますようお願いいたします。

担当：木材利用課消費対策班
中野、中西
電話 03-6744-2298



令和7年度林野庁木づかい運動取組方針

林野庁は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称「都市の木造化推進法」）第4条第7項に規定する国の責務及び第10条第1項に基づき策定された基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）等を踏まえ、令和7年度は、以下に沿って木づかい運動に取り組むこととする。

第1 背景

（1） 木づかい運動の開始

林野庁は、平成17年度から、国民に対して木の良さや木材利用の意義の普及啓発を図ることにより、木材利用の拡大につなげるための国民運動として、「木づかい運動」を推進してきたところである。

（2） 都市の木造化推進法の制定後の動き

- ① 令和3年10月に都市の木造化推進法が施行され、(ア)法の対象を公共建築物から建築物一般に拡大、(イ)「木材利用促進の日（10月8日）」及び「木材利用促進月間（10月）」の制定、(ウ)農林水産大臣を本部長とし、関係6省からなる木材利用促進本部の設置、(エ)建築物木材利用促進協定の制度の創設等が措置された。
- ② 令和3年9月に、経済・建築・木材供給関係団体などの関係者が参画し、木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討等を行う官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（通称「ウッド・チェンジ協議会」）が立ち上がった。
- ③ 川上・水際の木材関連事業者への合法伐採木材等の確認の義務付け等を内容とする「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」の改正法が本年4月1日に施行された。

第2 令和7年度を取組方向

第1の背景の下、林野庁は、農林水産省の他部局及び木材利用促進本部の関係省はもとより、地方公共団体、関係団体、民間企業等と連携し、更なる木材利用の推進に向けた取組を進めていくこととし、特に以下3点に係る情報発信等に重点的に取り組む。

- （1） 建築物における木材利用を促進するため、
 - ・潜在的な建築主である企業等への建築物のウッド・チェンジ※を促す情報発信
 - ・地方公共団体への建築物等木材利用促進協定の締結を促す情報の周知
- （2） 消費者等に対する木材利用の機運醸成と国産材製品等の意識的な購入を促進するための身の回りのウッド・チェンジを促す情報発信
- （3） 改正クリーンウッド法の施行を踏まえ、これまでの木づかい運動を発展させ、合法性が確認された木材等の利用を促進していくための素材生産販売事業者や木材関連事

業者、消費者への働きかけ等

〔※ ウッド・チェンジとは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指す。〕

第3 具体的な取組内容

令和6年2月に公表された世論調査*において、建築物や製品に木材を利用すべきとの回答が9割を超えている一方、木製品購入時に国産材を意識するとの回答は4割程度であり、特に30歳未満においては2割程度との結果であった。こうした状況も踏まえつつ、林野庁は、森林の環境援助を委嘱したサザエさん一家等のインフルエンサーも活用しながら、年間を通じて、以下の活動を推進する。

- (1) 社屋、店舗、宿泊施設、医療福祉施設等の潜在的な建築主である企業等に対し、ウッド・チェンジ協議会における議論の成果など、非住宅・中高層建築物の木造化、木質化に資する情報発信
- (2) 地方公共団体に対し、建築物等木材利用促進協定のメリットやその締結に係る手続、同協定の先行事例の周知
- (3) 消費者に対し、エシカル消費の観点等から国産材製品等の意識的購入を促すため、木の良さや木材利用の意義とともに、身の回りのウッド・チェンジ等の進め方や事例に関する情報発信
- (4) 2025年大阪・関西万博において、ウッドデザイン賞2023及び2024の大阪・関西万博特別賞受賞作品を含む木材利用の優良事例の紹介等による国内外に向けた情報発信
- (5) 合法性が確認された木材等の利用を促すため、改正クリーンウッド法において小売事業者も木材関連事業者に位置づけられたことも踏まえ、木材関連事業者や消費者に対し、法律の意義や登録事業者制度等に関する普及啓発

以上に関し、広く一般国民における理解促進にも配慮し、セミナーや研修等の開催や各種イベントへの出展等を行うとともに、これらを含む多様な機会を活用したパンフレット等の資料配布、関係ホームページの整備、林野庁公式SNS(X(旧Twitter)、facebook)やBUZZMAFF(省公式YouTube)等の各種媒体の活用に努める。

* 内閣府「森林と生活に関する世論調査」

第4 木材利用促進月間における取組

林野庁は、官民の連携を図りつつ、シンポジウムの開催、優れた国産材製品や木造建築物等の顕彰・展開、国産材利用の意義に関する情報発信、木育に関するイベント等への支援とともに、関連イベントへの出展、政府広報や林野庁情報誌への掲載を通じた情報発信等に集中的に取り組むこととする。

第5 その他

林野庁は、農林水産省木材利用推進計画に基づき、原則として林野庁が整備する建築物における木造・木質化を図るとともに、木材を原材料とした備品及び消耗品の利用等を推進する。その際、合法性が確認された木材等の利用を積極的に推進するものとする。

また、農林水産省の他部局、関係省、関係機関や企業等に対しても同様の取組を働きかけるとともに、ウッド・チェンジロゴマークの使用を促すこととする。